

## 「自然公園法施行令の一部を改正する政令案」に対する 意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

### 1 意見募集の概要

「自然公園法施行令の一部を改正する政令案」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

#### ○募集期間

令和3年7月30日（金）から令和3年8月29日（日）まで

#### ○意見提出方法

郵送、電子政府総合窓口（e-Gov）のフォーム

### 2 意見募集の結果

- |           |     |
|-----------|-----|
| （1）意見提出者数 | 11人 |
| （2）意見の総数  | 21件 |

別紙：意見等の概要と及びその対応について

※意見提出は全て「（３）野生動物の生態に影響を及ぼす行為に関する規定の整備について（令第６条関係）」に係るものであった。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	当該規定については、動物にエサを与えることを生きがいとし、そのためならその動物や地域住民がどうなろうと一切知ったこっちゃない、いわゆる「餌やり愛護」からの猛反発が予想されるが、都道府県での餌やり禁止条例への後押しとなるものであるから、しっかりと規定につなげてほしい。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2	私は、広島大学で生物学を専門として教育・研究に従事しているものです。広島県廿日市市宮島で野生のニホンジカに対する餌やりが地元で問題となっています。広島県警に相談しても罰則規定がないことを理由に動いていただけません。また、不法投棄として扱えるのではないかと考え広島県の担当課に相談したところ、不法投棄で問題ないとの認識なのですが、それを警察に伝えても一般的な認識として餌をゴミとして認識できない可能性があるため動けないという言い訳がなされます。野生動物への餌付けは、個体数の増加だけでなく、行動や繁殖への影響、人畜共通感染症の拡大など様々な問題を引き起こすことが知られています。これらは廿日市市の公開する報告書をみても明らかです。また、シカだけでなくそれ以外の動物も意図せず餌付けされている状態になっており、イノシシなどの被害も大きくなっています。今後、餌付けされたシカ等を介して SFTS などウイルス感染症の可能性も指摘されています。これらの被害が発生してしまってからでは、観光地への風評被害は甚大です。また、シカの影響が大きくなりますと、瀬戸内海でも稀な自然林そのものを守ることができません。この件に関しては、私だけでなく地元の市議会議員への脅迫や誹謗中傷も起きており、警察に相談しているものです。また、地元市議会議員と連携して、餌やり禁止の条例化を目指しておりますが、根拠となる法律が明確	改正自然公園法第 37 条第 1 項第 3 号の規制については、公園利用上の支障のおそれを防止するために限定された規制ですが、いただいた御意見も参考にしながら、改正法の施行に向け、具体的な運用については引き続き検討してまいります。

	<p>でないという事務方の抵抗から成立する目処がたっておりません。</p> <p>以上の点をふまえて、国立公園の特別保護地区などでの野生動物への餌やりを全面的に禁止していただきますよう、よろしく願いいたします。</p>	
3	<p>自然公園法特別地域に定められている広島県宮島地域では市のガイドラインで禁止されているにも関わらず 10 年に渡りシカへ違反給餌が行われており、シカをはじめとした野生動物の生態に広く影響を及ぼしてきました。この度の法改正及び施行令改正により当該行為が違法化されることで問題の解決が進むことを大いに期待し、趣旨に賛成いたします。</p>	<p>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>法第 37 条第 1 項第 3 号で野生動物は「鳥類又は哺乳類に属するものに限る。」と定義付けされているが、野生状態についての定義付けがされておらず、広島県の宮島のように違反給餌を行っている者が当該動物が野生動物ではないとの主張を行い現場が混乱する可能性がある。よって、「野生動物（飼養されている家畜及び愛玩動物以外の動物で法第 37 条第 1 項第 3 号に規定する野生動物をいう。）」等とすべきであると考えます。</p>	<p>飼養されている家畜及び愛玩動物が改正法第 37 条第 1 項第 3 号に規定する野生動物に含まれないことは明らかであると考えられるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
5	<p>広島県の宮島においてはシカが人なれしており意図せずとも観光客等と常時接近状態にあるような現状がある。令施行後に接近について意図的・非意図的などどの程度留意すべきか、地域が行うべき注意喚起等について丁寧な議論・調整が必要となり、施行令の周知には多くの時間が必要となる。それにより実効性が薄れてしまう可能性があるため、指導・周知徹底を図りやすくするために規制の対象を意図的な接近のみに限定し「当該野生動物に意図的に著しく接近し」とすべきと考える。</p>	<p>自然公園法第 37 条第 1 項各号に掲げる行為については、「何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。」とされており、社会通念上正当な理由があるとは認められない場合にのみ規制の対象となることが法律において明らかにされています。本政令案については単に「野生動物の生態に影響を及ぼす行為」を定めるものであって、野生動物の生態に影響を及ぼすかどうかどう</p>

		かは意図的・非意図的かどうかによって変わるものではありませんので、原案どおりとさせていただきます。当該規制に係る周知の方法については御指摘の点も踏まえながら検討してまいります。
6	<p>野生動物の餌付けについては、知床のクマをはじめ兵庫県六甲地域のイノシシや広島県厳島のシカ問題など、10年以上にわたり課題となっている地域が多いです。</p> <p>長期化してきた問題解決の大きな糸口となりますので、実効性をもって現場で対応が行われるよう施行までに自治体・警察・関係機関と協議を充分に進めていただき、施行と同時に規制が適切に行われることを強く希望いたします。</p>	改正法の施行に向け、当該規定に関する具体的な運用や関係機関との連携等について、御意見も踏まえながら引き続き検討してまいります。
7	<p>対象地域でのノネコ・ノラネコへの餌付け問題も法令の対象事例となりえると勘案されます。かねてからノネコ・ノラネコの定義は問題となっておりましたので施行にあたり現場で混乱がないよう規制について当該種の明確な区分が通知されるべきと考えます。</p> <p>注：そもそも特別地域では法第20条第3項第14号で本来そこに生息しない動物を放すことが禁止されていますので、当該地域で野外に存在するネコは「ノネコ」または「違法に放されているものであり対処が必要なもの」と定義されるべきと考えます。</p>	自然公園法第37条第1号第3号の野生動物に該当するかどうかについては、当該野生動物の人間の生活圏への依存度等を踏まえつつ個別に判断されるべきものと考えています。

8	<p>・餌付けには意図的・非意図的なものがあります。意図的なものは当然規制の対象ですが、環境への影響を防止する法の主旨から非意図的な餌付け（バーベキューのゴミや放置果樹、残渣など）も対象とすべきですので、「野生動物（法第 37 条第 1 項第 3 号に規定する野生動物をいう。）に意図的・非意図的に関わらず餌を与えること」と修正すべきと考えます。</p> <p>注：環境省HP <a href="https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs3/boushi.pdf">https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs3/boushi.pdf</a> にも餌付け禁止の注意文書に非意図的な餌付けが明記されている。</p>	<p>自然公園法第 37 条第 1 項各号に掲げる行為については、「何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。」とされており、社会通念上正当な理由があるとは認められない場合にのみ規制の対象となることが法律において明らかにされています。本政令案については単に「野生動物の生態に影響を及ぼす行為」を定めるものであって、野生動物の生態に影響を及ぼすかどうかは意図的・非意図的かどうかによって変わるものではありませんので、原案どおりとさせていただきます。なお、同項第 1 号では他の利用者に著しく不快の念を起させるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨てる行為が規制されています。</p>
9	<p>本法令は自然公園法特別地域のみを対象としたものであるが、餌付け問題は当該地域に限ったものではありません。今後対象地域の拡大、ひいては餌付けそのものの禁止まで踏み込んだ議論になることを期待します。</p>	<p>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>令和 3 年 4 月 2 日第 204 回国会環境委員会第 4 号で鳥居政府参考人による、ある団体が行っているどんぐりを用いたクマへの餌付けが公園利用が想定されるような場所でない限りは規制対象外であるという答弁を受け当該団体がどんぐりを用いた餌付け自体が規制対象外であるような広報を行っているが、当該法令及び本規則の主旨から鑑み特別区等法令で規定されている場所でそのような行為が行われた場合規制対象となると理解してよいか確認したい。</p>	<p>自然公園法第 37 条第 1 項第 3 号の餌付け等の規制については、野生動物の生態に影響を及ぼし、公園利用上の支障を及ぼすおそれのある行為を規制するものであり、御指摘のような行為についても公園利用が想定されるような場所で行われない限りは、公園利用上の問題は懸念されず、本法の規制の対象にはならないものと考えております。</p>

11	<p>自然公園法特別区にあたる広島県厳島では宮島地域シカ保護管理計画により調査・報告がされているとおり、野生動物であるシカへの餌やりによりシカをはじめとする野生動物の生態への影響が現に発生しており、糞害や人身事故等により公園の利用に支障が生じている。当該地域でのシカへの給餌行為が規制対象となると理解してよいか確認したい。</p>	<p>餌付け等の野生動物の生態に影響を及ぼす行為であって、公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものについては、当該規制の対象になるものと考えておりますが、これらのことについては当該地域における野生動物の生息状況や生態、利用状況の特性、その目的や態様、科学的知見等により判断されることとなるものと考えています。改正法の施行に向け、具体的な運用については引き続き検討してまいります。</p>
12	<p>委員会等の議論では規制の対処動物を主に知床のクマを念頭に置かれていると勘案するが、本規則で指定される行為の対象として、野生動物（法第 37 条第 1 項第 3 号に規定する野生動物をいう。）と定義づけがされている。実際の運用上はクマに限らずイノシシ、シカ、カモ等を含む鳥類及び哺乳類全般への餌付けが規制対象となると理解してよいか確認したい。</p>	<p>御指摘のとおり、自然公園法第 37 条第 1 項第 3 号の規定では、野生動物は、鳥類及び哺乳類に属するものとされています。</p>
13	<p>1 該当箇所：2. 改正の概要にある（3）野生動物の生態に影響を及ぼす行為に関する規定の整備について（令第 6 条関係）  2 意見内容：野生動物の範囲に宮島のシカや鳥類を含めた運用およびそれがわかるような文言にして頂きたい。  3 意見の理由：広島県廿日市市宮島では過去に宮島町の政策により餌やりが行われていた時期があった。現在餌やりを行っている団体や個人が、これをもって野生動物ではないという主張をしているため。</p>	<p>自然公園法第 37 条第 1 項第 3 号の規定において、野生動物は鳥類及び哺乳類を属するものに限るとされており、野生動物であるシカや鳥類も含まれることは明らかであるため、原案どおりとさせていただきます。</p>

14	<p>1 該当箇所：2. 改正の概要にある（3）野生動物の生態に影響を及ぼす行為に関する規定の整備について（令第6条関係）</p> <p>2 意見内容：飼育動物用の配合飼料や海外からのチモシーなどが含まれるような文言にして頂きたい。</p> <p>3 意見の理由：北米などの海外から輸入されているチモシーなどは飼料としての観点からの検疫を受けていない（植物防疫等に問い合わせ済み）。現在、北米大陸でプリオンを原因とするシカの疾病が確認されており、飼料を介して感染する可能性が指摘されている。一度このようなものが入ると、生態系に大きなダメージを与えることが容易に考えられる。</p> <p>参考 <a href="https://www.fsc.go.jp/factsheets/index.data/factsheets_cwd.pdf">https://www.fsc.go.jp/factsheets/index.data/factsheets_cwd.pdf</a></p>	<p>野生動物によってその餌の種類等は異なるものであり、本政令案において個別の餌の種類を規定することは困難であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
15	<p>1 該当箇所：2. 改正の概要にある（3）野生動物の生態に影響を及ぼす行為に関する規定の整備について（令第6条関係）</p> <p>2 意見内容：地域をまたいだ種子や果実が禁止項目に含まれるような文言にして頂きたい。</p> <p>3 意見の理由：現在、宮島島内で島外からのドングリも餌として与える団体が存在する。ドングリは非常に発芽能力が高く、宮島の生態系に大きな影響を与えるため、ドングリなどの種子の持ち込みとその散布を禁止して頂きたい。</p> <p>参考 <a href="http://www.nature.museum.city.fukui.fukui.jp/shuppan/kenpou/51/51-57-62.pdf">http://www.nature.museum.city.fukui.fukui.jp/shuppan/kenpou/51/51-57-62.pdf</a></p>	<p>野生動物によってその餌の種類等は異なるものであり、本政令案において個別の餌の種類を規定することは困難であるため、原案どおりとさせていただきます。</p>

16	<p>公園での勝手な餌やりを禁止することに賛成です。</p> <p>餌やりする本人は良い事をしているつもりかも知れませんが、対象動物の糞尿の始末等までしているとは思えませんし、食べ残しも公園を汚します。公園の美化のためにも必要だと思います。</p> <p>また、カブトムシなどの虫取りも勝手にすることは禁止して頂きたいです。その場で捕らえて観察後元の場所に戻すならば良いと思いますが、採取し持ち帰るのはその種の数が減るのではないかと心配です。ただし、蚊などの害虫駆除は許して頂きたいです。</p> <p>また、某公園で虫取りをしている親子で樹木を力一杯蹴っている親も見かけた事がありました、（虫が落ちてくることを期待しているのだと思いますが）樹木がかわいそうでした。そのようなことをする人が居ると知り衝撃でした。樹木を蹴り飛ばすことも禁止して頂きたいです。</p>	<p>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、昆虫を含む動物の捕獲や樹木の損傷等については、自然公園法第 20 条第 3 項第 3 号及び同項第 13 号等に基づき、特別地域・特別保護地区において規制の対象となっています（特別地域にあつては環境大臣が指定する動物や、指定する区域における損傷に限る。）。</p>
17	<p>餌やりの禁止とありますが、公園内での食事等の食べ残しなどの不法投棄に関しても考える必要があると思います。</p>	<p>自然公園内での不法投棄への対応については、引き続き関係機関とも連携協力を図ってまいります。</p>
18	<p>餌付けが禁止されたとしても、頻回にパトロールをすることは難しいので、実効性を持たせるためには、市民や観光客が容易に通報できるような仕組みが必要だと思う。現状、餌付けをしている現場を目撃しても、トラブルを避けるために見て見ぬ振りをする人が多い。</p> <p>えさだけでなく、勝手に水や巣箱等を置くことも禁止してほしい。意図しない動物の誘因ともなり、そもそも自然公園内に私物の容器を置くことは不適當である。</p>	<p>改正法の施行に向け、具体的な運用について御意見も踏まえながら引き続き検討してまいります。</p> <p>巣箱や給水台の設置については、特別地域については自然公園法施行規則第 12 条第 10 号の 3 により規制の対象外となっております。御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>



19	<p>野生動物にエサを与える行為がもたらす影響の重大さを理解していない人達が多いと思うのでエサを与える行為を見つけた場合一般役員がただ注意をするだけじゃなく即座に警察などに対応して頂き、エサやりを止めて頂けない場合名前等を控え二度目がないように厳格に対処して欲しい、もしエサやりが何度も続いたり悪質な行為などがあった場合はしっかり逮捕して厳罰を与えて欲しい。野生動物に対する問題ある行為がどういうものなのかということが自然公園を中心にメッセージとなって日本全国の認識となれば良いと思います。</p>	<p>自然公園法第 37 条第 1 項第 3 号の餌付け等の規制については、同条第 2 項の規定による国又は都道府県の当該職員の指示に従わないで、みだりに当該を行為をした場合に罰金の対象となります（同法第 86 条第 9 号）。改正法の施行に向け、当該規定に関する具体的な運用や関係機関との連携等について、御意見を踏まえながら引き続き検討してまいります。</p>
20	<p>本改正法により、国立公園の特別地域等において野生動物（鳥類・哺乳類）に対する餌付け行為が罰則付きで禁止されることを歓迎し、検討を進められた関係各位に深く感謝いたします。本政令により餌付け行為のみならず、「当該野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと」が規定され、実効性のある運用が図られることにより、ヒグマをはじめとする野生動物の過度な人なれの防止、突発的な威嚇・攻撃による人身事故の発生防止、接近撮影に伴うハラスメントの防止、交通障害の発生抑制などの効果を期待いたします。また、法的に明示されたルールは、野生動物観光やエコツーリズムを推進する土台になるものであり、適正な利用の推進にも資するものと考えます。</p>	<p>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

21	<p>「当該野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと」については、条文の具体性に乏しく、一律の運用や判断の困難性が想定されます。利用者への周知広報、社会受容等の観点からも混乱が生じる可能性があることから、以下について提案いたします。</p> <p>1) 各公園の自然環境や利用形態、歴史文化的な背景、あつれき等の発生状況に応じて公園毎に詳細を定めることとする。</p> <p>2) 定める内容は、「対象種」「最低限保つべき距離」「対象とする区域や路線」「除外規定（調査や捕獲等公園管理上必要と認められる行為を想定）」などを想定する。</p> <p>3) これらの規定にあたっては、現にあつれき等による影響が顕在化していることを要件とし、その決定にあたっては公平性や実効性の観点から地域や関係者の意見を聴取する。</p> <p>4) 併せて、実効性のある運用を担保するための体制や計画を定める。具体的には、国および都道府県職員に加え、警察および市町村、公園管理団体等の職員を加えた協働での巡視・啓発・周知の体制や連絡調整のあり方を検討する。</p> <p>5) 上記について政令で定めることは現実的でないため、別途定めるものとして委任する。</p>	<p>改正法の施行に向け、当該規定に関する具体的な運用や関係機関との連携等について、御意見も踏まえながら引き続き検討してまいります。</p>
----	--	--